

平成22年国勢調査の調査方法等に関する検討課題及び検討状況（案）

資料2

： 網掛け部分は国勢調査法令検討会における検討事項

項目	検討課題	検討状況	試験調査		最終 検討期限
			1次	2次	
1 調査区設定	○ 調査上困難が予想される地域の情報の把握の適否	<ul style="list-style-type: none"> ○ 調査区設定時における小地域情報（調査上困難が見込まれる地域、配慮が必要な地域等）の収集及び収集後の活用方法について検討を行ってきたが、改めて収集しなくとも対応が可能との地方公共団体の意見もあり、調査区設定時には新たな把握は行わない方向 ○ なお、地方公共団体における日々の情報把握は、実査において重要であることを機会を捉えて周知 ○ 調査実施段階で、調査困難地域の地域特性を把握し、集計上の補助情報とすることについて今後検討 			20年7月
2 調査項目 ・ 選択肢	○ 調査項目の記入抵抗感の検証	<ul style="list-style-type: none"> ○ 第1次試験調査における原則郵送提出の記入不備率は、平成17年国勢調査第1次試験調査の全封入提出方式とほぼ同水準 ○ 第2次試験調査において、調査項目を一部改廃して、調査票の記入不備の状況を改めて検証 			21年2月
	○ 記入方法及び選択肢の工夫	<p>《 記述式の調査項目を選択肢記入方式にすることの可否 》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 第1次試験調査において、「住宅の床面積の合計」の選択肢記入方式を検証。選択肢記入方式によっても正確性の確保が可能 			21年2月
		<p>《 産業を把握する調査項目の設定 》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 第1次試験調査において、「世帯格付による産業大分類の精度」と、勤め先・業主などの名称を調査しない場合の「産業小分類格付の精度」について検証。いずれも精度上の問題から導入は困難 <p>《 職業を把握する調査項目の設定 》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 第1次試験調査において、「世帯格付による職業大分類の精度」と、勤め先・業主などの名称を調査しない場合の「職業小分類格付の精度」について検証。いずれも精度上の問題から導入は困難 			21年2月

項目	検討課題	検討状況	試験調査		最終 検討期限
			1次	2次	
3 調査方法 (1)配布方法	【 調査票の配布時の世帯への協力依頼 】 ○ 円滑な調査の実施及び調査票記入精度の確保を図る観点からの世帯への周知・依頼方法	○ 平成22年国勢調査関係者会議において、世帯への効果的な周知方法等について今後検討 ○ 第2次試験調査世帯アンケートにおいて、世帯が情報を求めている事項やその広報媒体を把握予定			21年2月
	【 調査票の配布方法 】 ○ 調査票の配布時期・期間	○ 第1次試験調査において、調査票配布期間の延長型と従来型を検証。調査票の提出状況にこの違いによる差異はないため、調査票の配布期間は従来どおり8日間とする計画			21年2月
	○ 調査票を直接配布することが困難な場合の基準の設定の適否（世帯側の希望、訪問回数、期間等） 調査員の担当調査区数と関連	○ 第1次試験調査の当初回収において、訪問回数が3回以内で調査票を提出した世帯の割合は約8割超 ○ 第2次試験調査において、調査員1人当たりの担当調査区数を縮小した上で、調査票を直接配布することが困難な場合の基準の設定の適否について引き続き検討			21年2月
	○ 報告義務の法的整理	○ 調査票の郵送提出及びオンライン回答に係る課題（報告義務の履行時期、調査票不達（行方不明）時の対応（再調査の是非等）、調査期日前に提出された調査票の取扱いなど）について、「国勢調査法令検討会」において今後検討			21年2月
	○ 民間活力の活用の可能性	○ 短期間に大量の人員を動員する調査員事務について、民間活力の活用は現時点では困難			21年2月
	○ 調査票配布時に世帯名簿への掲載が必要な事項	○ 第1次試験調査では、調査員は、調査票配布時に男女別の世帯員数を聴取せず、「世帯主又は代表者の姓」、「所在地（番地・号など）」、「（その世帯に必要な）調査票枚数」のみ聴取。なお、これらの事項を調査票配布時に聴取する旨を事前に世帯に周知 ○ 調査員が調査活動中に上記内容を記入する世帯名簿の名称の妥当性及び法令的位置付けについて今後検討			21年2月
	○ 居住確認が困難な場合に世帯が必要とする調査票枚数の確認方法	○ 調査員が面接できない世帯の多くは世帯人員の少ない世帯であると推測されることから、調査票配布時に調査員が世帯に面接できない場合には、郵便受けなどに調査票1枚を配布する計画			21年2月

項目	検討課題	検討状況	試験調査		最終 検討期限
			1次	2次	
(2)回収方法	【 調査票の回収方法 】 ○ 不在世帯の増加及びプライバシー意識の高まりを考慮した調査票の回収方法	○ 第1次試験調査では、調査票の提出は原則として郵送により行うこととしたところ、調査票を提出した世帯の割合は約8割と低調 ○ このため、第2次試験調査では、「調査票を提出していない世帯には調査員が調査票を回収するために訪問」する旨の周知を併せて行うことにより、提出率の改善効果を再検証。また、従来の調査員回収のほか、郵送提出、オンライン回答など、調査票の提出方法を世帯が選択できることを並列周知する方法で実施し、調査票の提出状況を検証			21年2月
	○ 市町村の希望制による調査票の回収方法	○ 各市町村において希望した調査方法についての説明責任が生じること、世帯のプライバシー意識への配慮に公平性を欠くことなどから、調査票の回収方法は全国一律を原則とすることが必要 なお、これを原則としつつ、地域の特性や実情に応じた調査票の提出方法の周知を行うことは有効			21年2月
	【 郵送回収の方法 】 ○ 提出の期限（当初回収における郵送提出期限、聞き取り調査世帯に対する郵送提出依頼の郵送提出期限）	○ 第2次試験調査結果を踏まえ、平成22年国勢調査の提出期限を検討			21年2月
	○ 調査員段階での世帯に対する調査票提出促進の方法（時期、内容等）	○ 第1次試験調査における世帯の調査票提出状況（郵送提出期日、休日などの曜日も影響）を踏まえ、第2次試験調査において、調査票提出促進の時期、内容等について改めて検討			21年2月
	【 オンライン回答 】 ○ オンライン回答の具体的な方法（政府統計共同利用システムの活用）	《 オンライン回答のためのシステム要件の設定》 ○ 第1次試験調査の世帯アンケート結果や外国における事例等を踏まえ、オンライン回答率を全世界帯の5%と想定してサーバーの容量等システム要件を検討 ○ 第2次試験調査のオンライン回答率等を踏まえ、引き続き検討			21年2月
		《 世帯へのID等の付与の方法》 ○ 第2次試験調査において、世帯名簿の用紙番号と世帯名簿内の一連番号の組合せをIDとし、確認コードと併せて調査票に事前に印字する方法を検証			21年2月
	《 オンライン回答時の入力時チェック》 ○ 第2次試験調査において、調査項目に一つでも未記入がある場合に送信不可とする方法と、一部に未記入があっても送信可とする方法を検証			21年2月	
	《 様々な事例への対応》 ○ オンライン回答対象世帯の範囲（学生寮、病院・社会施設等）、二重提出や回答内容の修正などへの対応について今後検討			21年2月	

項目	検討課題	検討状況	試験調査		最終 検討期限
			1次	2次	
	○ アクセシビリティ	○ アクセシビリティ対応として、JIS X 8341-3 に適用したユーザインタフェースを確保 ○ 障害者や高齢者にも使いやすい設計とするため、音声読み上げソフトに対応するよう措置を講じる方向で検討 ○ 外国語対応については、費用対効果などの観点から見送り			21年2月
	○ 回答のセキュリティ対策	○ 不正アクセス対策として、認証を取得していない者がオンライン調査システムの機能を利用することができないよう措置 ○ なりすまし回答対策として、ID及び確認コードを世帯に直接交付するとともに、一定回数以上認証に失敗した者からの認証を拒絶するよう措置 ○ ID及び確認コードを紛失した場合の対応や調査対象者側のセキュリティ意識を醸成する方策について検討			21年2月
	○ 照会・相談体制の整備	○ オンライン回答に関する世帯からの照会・相談は、国がヘルプデスクを設置して対応し、併せて地方公共団体との情報の共有化方策を検討			21年2月
	○ 危機管理体制の整備	○ 特定時期のアクセス集中に伴うシステム動作の不安定性の把握・対応について検討 ○ システム障害が発生した場合の世帯や地方公共団体への周知方法など危機管理対応について検討			21年2月
	○ 地上デジタル放送の活用の可能性	○ 地上デジタル放送については、システム開発に要する期間や費用対効果などの観点から、活用は困難			21年2月
	【 上記以外の提出方法の多様化 】 ○ 調査票提出方法についての世帯希望の把握の要否及び方法・期限	○ 調査票配布時に、希望する提出方法を世帯から聴取することは、不在世帯が増加していること、その場で提出方法を決められないこと、当初の希望どおりに提出しない可能性があることなどから困難			21年2月
	○ 持参提出先の範囲（市町村、都道府県、国）	○ 世帯の利便性の観点から、調査票の持参提出先は身近な行政機関である市町村とすることが適当			21年2月
	○ 国勢調査の実施に関する有識者懇談会の提言以外の提出方法（公民館への回収ボックス設置による提出方法等）	○ 守秘義務を有する者がいること、調査票の厳重管理を行うことができることなど、市町村における調査票の管理と同様の取扱いが可能となる場所や方法の有無などについて検討			21年2月

項目	検討課題	検討状況	試験調査		最終 検討期限
			1次	2次	
	【 郵送提出調査票の回収状況を一元管理する仕組みの構築 】 ○ 郵送提出調査票の回収状況の把握・管理のシステムの構築	○ 調査票の回収状況の把握・管理のシステムについては、国勢調査専用のシステムの措置などの方法を検討			21年2月
		《 I D（調査票識別コード）》 ○ 世帯名簿の用紙番号と世帯名簿内の一連番号の組合せから成る I Dを回収状況の把握・管理のためのコードとして使用することなどを検討			21年2月
		《 I Dを印字する書類》 ○ 第1次試験調査結果を踏まえ、I Dを調査票に印字する方式を、第2次試験調査において検証			21年2月
		《 調査票の郵送提出先》 ○ 第2次試験調査において、郵送調査票の提出先や調査票のO C R入力を全国一括とする方法を検証			21年2月
		《 郵送提出調査票の回収状況の把握・管理》 ○ 第2次試験調査において、全国一括でO C R入力したデータを基に回収状況を把握し、市町村に情報提供する方法を検証			21年2月
		《 様々な事例への対応》 ○ 調査票を複数枚配布する世帯や施設等へのI Dの付与及び調査票の回収状況の把握の方法について第2次試験調査で検証 ○ 調査票を紛失した世帯に調査票を再配布する場合のI Dの付与及び調査票の回収状況の把握の方法について検討 ○ 郵送した調査票の送達についての世帯からの確認・照会への迅速な対応方法について検討			21年2月
	【 調査区番号・世帯番号の記入漏れがあった場合の対処方法 】 ○ 第1次試験調査によると、調査票の調査区番号・世帯番号の記入不備はそれぞれ約4%	○ 第2次試験調査において、調査区番号・世帯番号等の記入漏れ防止のための調査員指導方策と、記入漏れの補筆方法について検証			21年2月
	【 世帯からの調査票の訂正等があった場合の対処方法 】 ○ 調査票の記入誤りに伴う世帯からの調査票の訂正・差し替えや、世帯分割・統合の処理などがあった場合の対処方法	○ 試験調査の規模では出現率が低いため、実地の検証は困難 平成22年国勢調査に向けて引き続き検討			21年2月

項目	検討課題	検討状況	試験調査		最終 検討期限
			1次	2次	
(3)フォロー アップ回収	○ フォローアップ調査員への調査票未提出世帯の伝達方法（ITの活用の可否）	○ 第1次試験調査結果を踏まえ、第2次試験調査において、調査員に対する調査票未提出世帯等の連絡を指導員事務とすることの適否について検証 現行の政府統計共同利用システムでは、調査員が同システムにアクセスし、調査員の携帯電話・パソコンへメールを送信すること、FAXを送信することが可能			21年2月
	○ フォローアップ回収の方法（時期・期間、回数等）	○ 第1次試験調査の実施状況を踏まえ、第2次試験調査の調査事務全体の流れの中で検証			21年2月
	○ 調査員の配置（調査票を配布する調査員の継続事務とするか、別途調査員を設置するか）	○ 第2次試験調査において、調査票を配布する調査員とは別にフォローアップ回収事務を担当する調査員を配置した場合の世帯の反応などを検証			21年2月
	○ 行き違い（提出済み世帯への訪問）の対応	○ 第1次試験調査では、行き違いによるフォローアップ回収がある旨を世帯配布用書類であらかじめ周知したが、著しい混乱はなし ○ ただし、試験調査の規模では検証し得ないことから、タイムラグの縮小策などについて引き続き検討			21年2月
(4)聞き取り 調査	○ 調査方法の変更に伴う聞き取り調査の実施時期	○ 調査票未提出世帯からの調査票の回収期間の最終日に聞き取り調査を行う方向で検討			21年2月
	○ 世帯の居住確認における住民基本台帳利用の適否（利用範囲、法令改正の可否等）	○ 「国勢調査法令検討会」において今後検討			21年5月
	○ 聞き取り調査に対する協力確保方法	《 聞き取り調査に対する協力依頼の強化》 ○ 平成22年国勢調査関係者会議の参加を得ている関係団体及びその所管府省を通じて、聞き取り調査に対する協力依頼を強化することを検討			21年5月
		《 調査区設定時等の情報の活用》 ○ 調査区設定時等に地方公共団体が適宜収集している調査上困難が見込まれる地域の情報を活用し、関係者等に協力を依頼することを検討			21年2月
○ 立入検査の導入（法的問題の整理、適用基準・範囲等） 「11 法令整理」と関連	○ 「国勢調査法令検討会」において今後検討			21年5月	

項目	検討課題	検討状況	試験調査		最終 検討期限
			1次	2次	
《オートロックマンション等の調査》	【調査上困難が予想される地域の調査方法】 ○ 調査上困難が予想される地域の情報の把握方法	○ 平成17年国勢調査における調査困難な事例等の既存の収集情報の活用方策について検討			21年2月
	【マンション管理会社等への協力依頼及び連携等】 ○ 平成22年国勢調査関係者会議以外の（国における）具体的な方策	○ 平成17年国勢調査時の情報等を基に、協力依頼先の拡充について検討			21年5月
	○ 市町村における情報収集、依頼体制の整備、依頼方法	○ 平成22年国勢調査関係者会議を地方公共団体レベルにおいても開催して情報収集等を行うことについて検討			21年5月
	○ 平成22年国勢調査関係者会議を始めとして、マンション管理会社・管理組合等に対する協力依頼の強化	○ 平成22年国勢調査関係者会議における意見交換などを踏まえ、効果的な協力依頼方策について検討			21年5月
《外国人世帯の調査》	○ 外国人調査員及び調査協力者の確保 立入検査と関連	○ 平成22年国勢調査関係者会議における意見交換などを踏まえ、外国人調査員の推薦や効果的な協力依頼の方策について検討			21年2月
	○ 外国語の連絡メモなど外国人世帯用の調査書類・用品の充実	○ 平成17年国勢調査における実施状況、平成22年国勢調査関係者会議における意見交換などを踏まえ、効果的な調査書類・用品及び広報について検討			21年2月
	○ 外国人世帯に対する周知・広報の強化				21年2月
	○ 外国人世帯からの電話照会対応 コールセンター - と関連	○ 平成17年国勢調査における東京都の外国人調査に当たっての実施状況を踏まえ、外国人向けのコールセンターを開設する場合の開設単位、対応範囲等について検討			21年2月
《住居不定者の調査》	○ 実査における住居不定者の個人情報保護対策	○ 「国勢調査法令検討会」において今後検討			21年5月

項目	検討課題	検討状況	試験調査		最終 検討期限
			1次	2次	
4 行政情報やITの活用	【調査時における行政情報等の活用】 ○ 住民基本台帳の活用に係る国の関係法令上の問題の整理、改正等 ○ 市町村における住民基本台帳の活用方策（閲覧方法の制限の有無） ○ 住民基本台帳以外の行政情報（外国人登録等）の活用方策	○ 行政情報の所管部局へのヒアリングを踏まえ検討 ○ 「国勢調査法令検討会」において今後検討			21年2月
	○ 行政情報等による世帯名簿のプレプリントの適否（技術上及び実査上の課題への対応）	○ 世帯名簿の紛失等による住民基本台帳情報の漏洩、プレプリント情報への過度の依拠、プレプリント情報と居住者の不一致等によるプライバシー問題への波及、住民基本台帳のデータと国勢調査の調査区との対応付けの事務負担などの観点から困難			21年2月
	○ 国民の理解を得るための具体的な方策	○ 平成22年国勢調査関係者会議における意見交換などを踏まえ検討			21年2月
	【審査時における行政情報等の活用】 ○ 聞き取り調査さえも困難な場合のカバレッジ確保方策（住民基本台帳等の積極的活用の是非）	○ 過去の国勢調査における法的側面からの検討経緯などを踏まえ検討			21年2月
	【ITの活用】 ○ 地図情報の活用方策	《CMSデータ（調査区設定時）の活用》 ○ 第1次試験調査において、調査区要図のプレプリントを検証したところ、調査実施上の特段の支障はなし ○ 平成22年国勢調査における調査区要図のプレプリントは、調査区設定の時期等の関係から、国一括での処理は困難であり、地方公共団体において民間委託を含めて対応する方向で検討			21年2月
5 民間活力の活用	【コールセンターへの委託】 ○ コールセンターへの業務委託内容	○ コールセンターの契約主体と業務委託内容について、他調査での実施状況や法定受託事務の観点も踏まえ検討 ○ オンライン回答のヘルプデスクは、全国一括で設置する方向で検討			21年2月
	○ コールセンターの開設単位 国、都道府県ブロック、都道府県、都道府県内ブロック、市町村	○ 調査実施上の効率性、市場の受け皿の許容性などを踏まえ、最適な開設単位について検討			21年2月
	○ 質疑応答の具体的内容 （コールセンターで対応する照会内容に関する質疑応答マニュアルの作成）	○ 平成17年国勢調査の調査期間中に照会のあった事例や他調査の事例を整理の上、質疑応答マニュアルを作成する方向で検討			21年2月

項目	検討課題	検討状況	試験調査		最終 検討期限
			1次	2次	
	【 マンション・病院・社会施設等の調査における業務委託 】 ○ 法令上の問題の整理、改正等 ○ 委託の方法・内容	○ マンション管理会社に実地調査業務を委託するなど、法人に実地調査業務を委託することの可否について、法令上や契約上の観点から検討			21年2月
	【 上記以外の民間活力の活用 】 ○ 上記以外の民間活力の具体的な活用方策(労働者派遣事業所の活用等)	○ 具体的な活用方策について今後検討			21年2月
6 調査員	【 調査員の確保及び適正な配置 】 ○ 調査員の事務内容 「3(3) フォローアップ回収」と関連	○ 第2次試験調査では、郵送提出を原則とする調査方法と提出方法の原則を定めない調査方法を検証。また、フォローアップ回収事務を、調査票配布の調査員の事務から分離することを検証 ○ 調査票の提出を全封入(郵送提出を含む)とする場合、調査員の調査票検査事務は廃止			21年2月
	○ 調査員の確保対策	《 選考要件の見直し》 ○ 選考要件の見直しの是非について検討 (ただし、調査票は警察・徴税などの統計作成以外の用途には使用しないことの周知との関係の整理が必要)			21年2月
		《 調査員数の削減》 ○ 調査方法の見直しや業務の効率化による調査員総数の削減方策について検討			21年2月
		《 調査員の確保対策に係る民間活力の活用》 ○ 調査員選考事務の外部委託の是非について検討			21年2月
	○ 調査員の配置基準	《 担当調査区数の拡大》 ○ 第1次試験調査結果を踏まえ、第2次試験調査では、調査員一人当たりの担当調査区数を原則2調査区とし最適な担当調査区数を検証			21年2月
		《 地域性、調査困難性を考慮した調査員の配置》 ○ 地域性や調査困難性を考慮し、1調査区のみを担当する調査員の配置を検討。なお、第2次試験調査では、面積が広大な地域における調査員は1調査区担当として実施			21年2月
	【 調査員全体の質を向上させるための方策】 ○ 調査員の解任・処分基準の設定の適否(解任基準、報酬支払等)	○ 「国勢調査法令検討会」において今後検討 ○ 調査員の解任・処分基準について、調査員に(調査員事務打合せ会等の際)事前説明することの適否も併せて検討			21年2月

項目	検討課題	検討状況	試験調査		最終 検討期限
			1次	2次	
7 指導員	○ 指導員の事務内容	○ 調査員への調査票未提出世帯の指示という新たな事務の発生などを踏まえ、第2次試験調査において市町村事務の一部を指導員が担うことの可能性について検証			21年2月
	○ 指導員の確保対策	《 選考要件の見直し》 ○ 選考要件の見直しの是非について検討 (ただし、調査票は警察・徴税などの統計作成以外の用途には使用しないことの周知との関係の整理が必要)			21年2月
		《 指導員の確保対策に係る民間活力の活用》 ○ 指導員選考事務の外部委託の是非について検討			21年2月
	○ 指導員の配置基準	○ 第2次試験調査において、指導員一人当たりの最適な担当調査区数を検証			21年2月
8 市町村	○ 調査事務全体の事務量を踏まえた市町村事務の在り方	○ 第2次試験調査では、世帯からの調査票の郵送提出先を全国一括の場所として市町村事務の在り方を検討			21年2月
	○ 調査方法の変更に伴う市町村における体制整備の方策 ・ 調査票收受補助要員賃金の新規措置、職員手当の拡充 ・ 労働者派遣事業所などの民間活力の活用 ・ 調査票収受会場を確保するための経費措置				21年2月
	○ 調査票の記入不備の照会における世帯照会用番号	○ 第1次試験調査で世帯照会用番号の有効性について検証したところ、実用的ではないとする意見が大勢であり、導入は困難			21年2月

項目	検討課題	検討状況	試験調査		最終 検討期限
			1次	2次	
9 国民の理解 及び協力の 確保 (1) 広報	○ 国と地方公共団体の役割分担	○ 広報素材については著作権の制約もあり、国が包括的な広報を実施し、地方公共団体が地域に根ざした広報を実施するなど、国と地方公共団体における広報の役割分担について検討			21年2月
	○ 外部知見の活用(外部知見を活用した国民の理解と協力を得るための効果的かつ効率的な方策)	○ 平成22年国勢調査関係者会議における意見交換などを踏まえ、国民の理解と協力を得るための効果的かつ効率的な方策について検討			21年2月
	○ 具体的な広報の方策 《広報スケジュール》 ・ 普段から調査の意義等についての広報を計画的に展開 ・ 調査実施年の早期から調査の内容等について重点的に広報を実施 《広報内容と周知方法》 ・ 調査項目の必要性及び結果利用など国勢調査の意義の周知 《国民の参加意識の高揚・啓発》 ・ イベントなどを通じ、調査への国民の参加意識の高揚 ・ パブリックコメント等を通じた国民の意見の聴取 ・ 中長期的に教育を通じて啓発を図るための取組の推進 《その他》 ・ 調査方法等の見直しについての周知 ・ パブリシティ対策の強化	○ 平成22年国勢調査関係者会議における意見交換などを踏まえ、効果的な広報の具体的な内容について検討			21年2月
	○ 総務省統計局のホームページによる検討状況の周知(ホームページにより周知する具体的内容)	○ 総務省統計局のホームページに「平成22年国勢調査の企画に関する検討会」の配布資料を掲載するなどして、平成22年国勢調査に向けての検討状況を周知			21年2月

項目	検討課題	検討状況	試験調査		最終 検討期限
			1次	2次	
(2)個人情報保護対策の強化	【 調査員に対する個人情報保護の一層の徹底方法 】 ○ 個人情報保護マニュアルの充実	○ 第1次試験調査では、平成17年国勢調査において生じた問題を個人情報保護マニュアルに掲載するなど、調査員の個人情報保護意識を徹底 ○ 効率的・効果的な調査書類の観点から、調査員指導用書類である「調査の手引」と個人情報保護マニュアルの統合の可否について検討			21年2月
	○ 調査員の指導方法	○ 従来調査員指導用ビデオのほか、パワーポイント等の効果的な資料の作成について検討 ○ 調査員指導用書類・用品の企画の民間委託の是非についても検討			21年2月
	【 国民に対する個人情報保護の周知方法 】 ○ 世帯への周知方法	○ 第2次試験調査では、国勢調査と個人情報保護法の関係の理解の度合いなどを把握することとしており、この結果を踏まえ、効果的な広報媒体等について検討 ○ 平成22年国勢調査関係者会議における意見交換などを踏まえ、国勢調査における個人情報保護対策や個人情報保護法との関係の理解を醸成する効果的な周知方法を検討			21年2月
(3)報告義務の周知	【 報告義務の周知方法 】 ○ 報告義務に関する効果的な広報	○ 第2次試験調査では、報告義務などに関する世帯の認識度合いを把握することとしており、この結果を踏まえ、効果的な広報媒体等について検討 ○ 平成22年国勢調査関係者会議における意見交換などを踏まえ、報告義務についての効果的な広報について検討。また、罰則規定の広報の是非についても併せて検討			21年2月
	【 悪質な事例への対応方法 】 ○ 基準の設定 ○ 告発の手続等の整理	○ 「国勢調査法令検討会」において今後検討			21年2月

項目	検討課題	検討状況	試験調査		最終 検討期限
			1次	2次	
(4) 調査員への信頼感の確保	【 調査員の身分証明の強化方策 】 ○ 調査員証への写真掲載のための具体的な方法	○ 調査員証への写真掲載など、真の調査員であることを容易に確認できる仕組みを導入し、身分証明を強化			21年2月
	○ 上記以外の身分証明強化のための方策	《 腕章、名刺等の調査用品の作成》 ○ 平成17年国勢調査における地方公共団体の意見・提案、平成22年国勢調査関係者会議における意見交換などを踏まえ、調査員の安全と世帯の安心感の両方に配慮した身分証明の方策について検討			21年2月
		《 世帯からの担当調査員の本人確認に関する照会体制の整備》 ○ 政府統計共同利用システムにおける調査員管理システムのほか、コールセンターを活用した世帯からの調査員確認のための仕組みの可否などについて検討			21年2月
	【 調査票詐取等への対策 】 ○ 告発の手続等の整理	○ 「国勢調査法令検討会」において今後検討			21年2月
	【 上記以外の方策 】 ○ 調査員の役割の周知など調査員への信頼感確保のための広報	○ 第1次試験調査では、世帯配布用書類に調査員の役割を記述するなど、調査員への信頼感を確保するための広報を実施 ○ 第2次試験調査以降においても、調査員への信頼感の確保のための広報について引き続き検討			21年2月
10 集計・公表	○ 速報人口・世帯数集計の公表時期を遅らせることの可否 また、可の場合の公表時期	○ 調査方法の見直しに伴い、速報人口・世帯数の公表の遅れが想定されるため、関係部局に照会するなどして問題点を精査し、調査票の提出やフォローアップ回収の期間の設定、審査体制などを踏まえた適切な公表時期について検討			20年7月
	○ 速報人口・世帯数集計の公表範囲（総人口のみの公表の適否）	○ 利用ニーズなどを踏まえ、速報人口・世帯数集計の公表範囲について検討			20年12月
11 法令整理	○ 新統計法を踏まえた国勢調査令の在り方 ○ 調査方法の見直しに伴う国勢調査令の規定の見直し	○ 「国勢調査法令検討会」において今後検討			21年5月

注) 今後の検討状況等により、随時、変更することがある。